国家資格システムでオンライン申請を行った二級建築基準適合判定資格者の方へ手続のご案内

国家資格システムでオンライン申請を行った二級建築基準適合判定資格者の方へ手続のご案内

当該作業は、**システム改修前に、二級建築基準適合判定資格に係る各種申請（新規登録、初期設定、変更及び再交付）をオンライン申請により行った方が対象となります。（対象者の方に対しては国土交通省より個別にお手紙にてご案内させていただきます。）**

システム改修後に当該手続を行わなかった場合は、**マイナポータルによる資格者情報の確認やデジタル資格者証の取得ができなくなる**ほか、**既にマイナポータルからダウンロードしてPDF形式で保存されているデジタル資格者証又はそれを印刷した紙媒体については有効性確認の際に「無効」と表示される**など、資格の有無を確認できない状態となりますので、**必ずお手続いただきますようお願いいたします。**

なお、当該手続きに係る手数料は発生いたしません。

マイナポータルログイン後トップページの**さがす**を選択します



さがす画面が表示されます
証明書を選択します



サービス・機能一覧が表示されます
国家資格の登録・各種申請を選択します



国家資格画面の「資格を追加する」ボタンを押下します



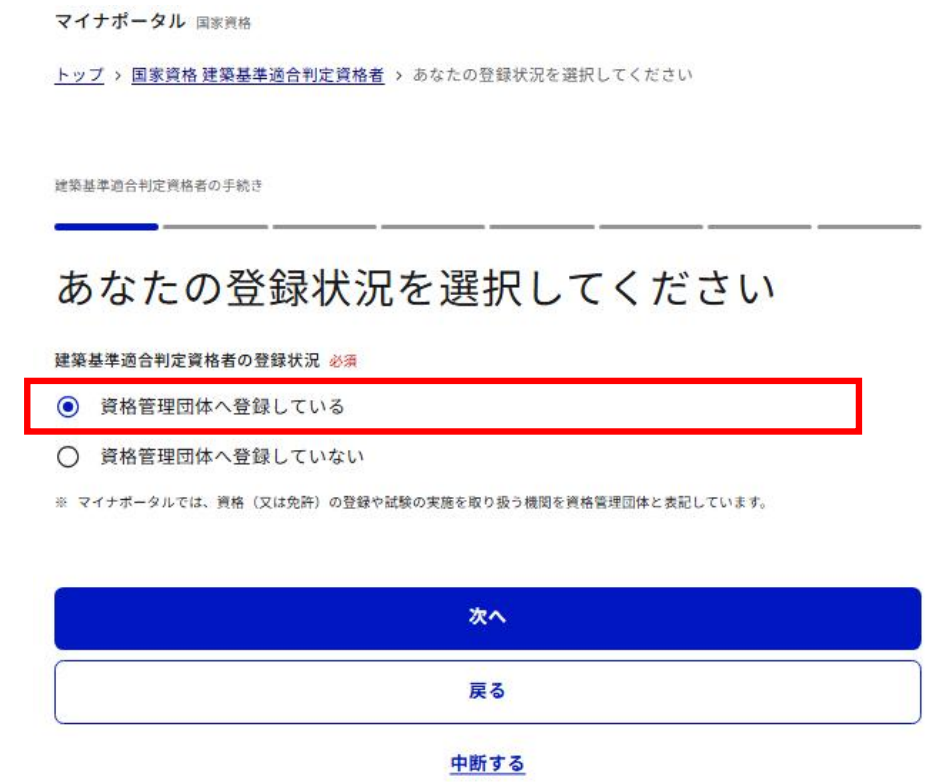
追加可能な国家資格一覧から**「二級建築基準適合判定資格者」**を選択します



国家資格 二級建築基準適合判定資格者画面の「手続きをはじめる」ボタンを押下し、手続きをはじめます



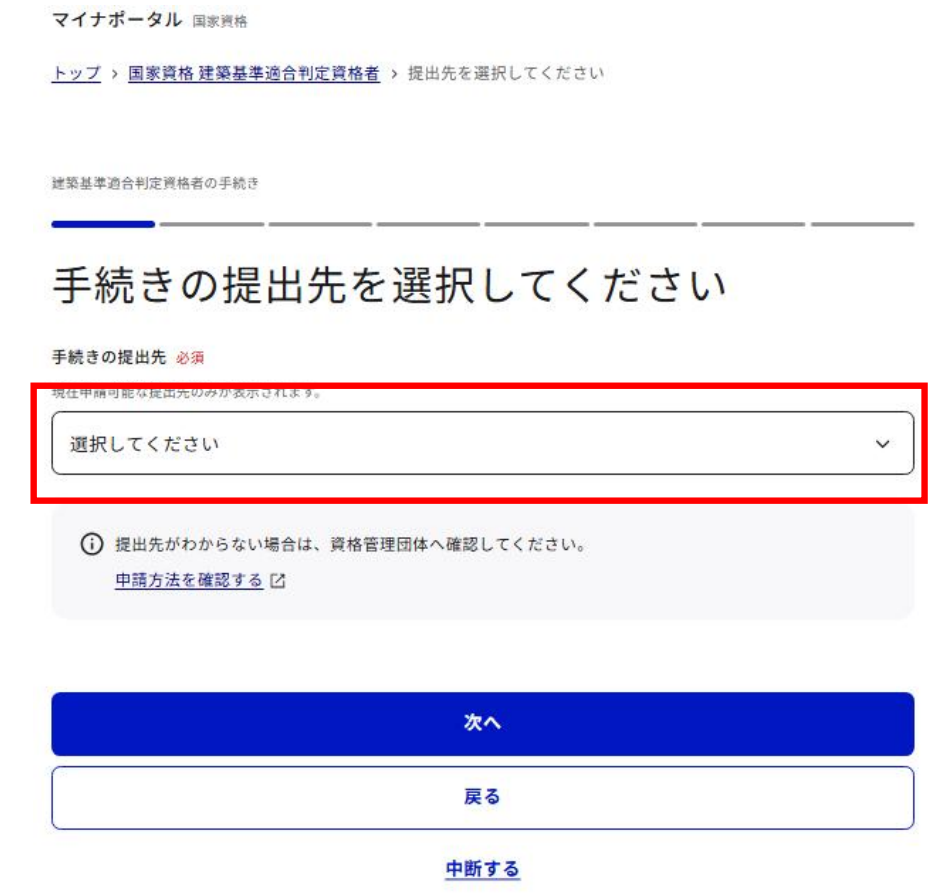
登録状況を選択します



補足

「資格管理団体へ登録している」を選択してください。

提出先を選択します



補足

「申請方法を確認する」を押下すると、国土交通省HPに遷移します。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000213.html

HPからご自身の申請の提出先を確認してください。

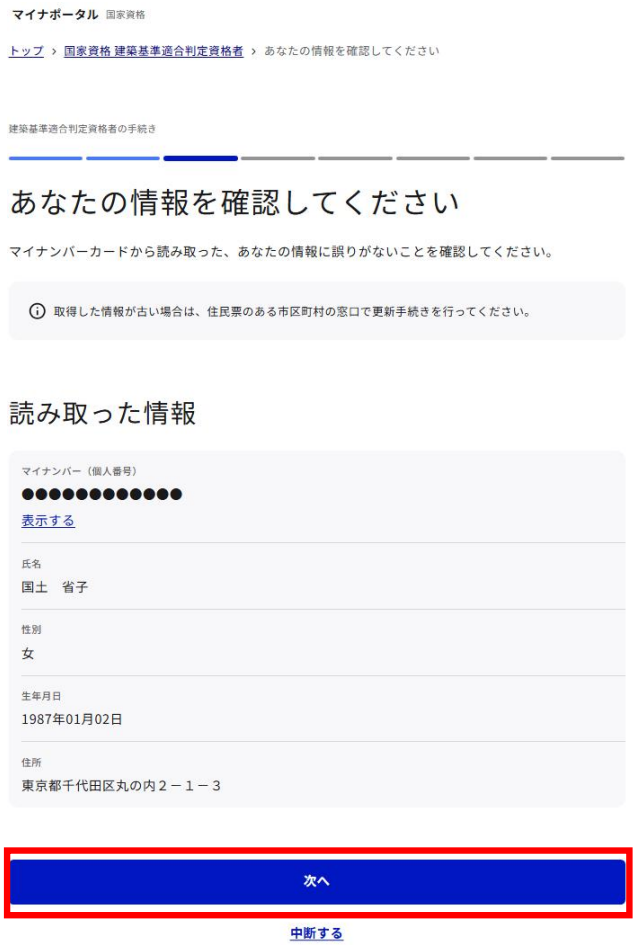
手続きに必要なものを確認します



マイナンバーカード情報を読み取ります



読み取った情報を確認します



申請情報を入力します



補足

①登録番号は半角数字で記載してください。

②-1
＜紙の資格者証をお持ちの方＞
当該資格者証に記載されている登録番号及び当該資格者証のデータ（ PDF及び画像形式での添付が可能です。）を添付してください。

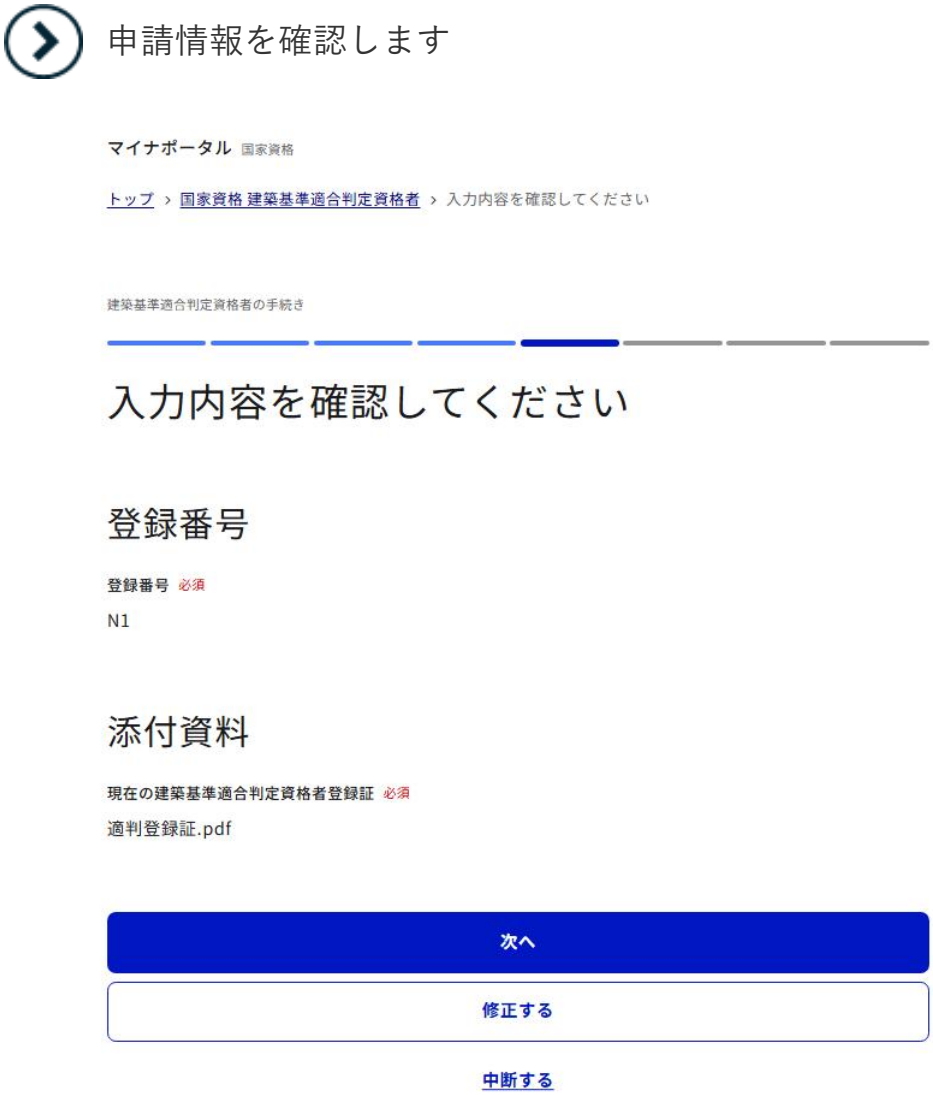
②-２
＜オンライン申請にて新規申請を行い、デジタル資格者証のみの発行を受けている方で、手元に当該資格者証が無い方＞
以下のURLからダウンロードをした資格者証をスクリーンショットにて画像形式で添付してください。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001990043.pdf

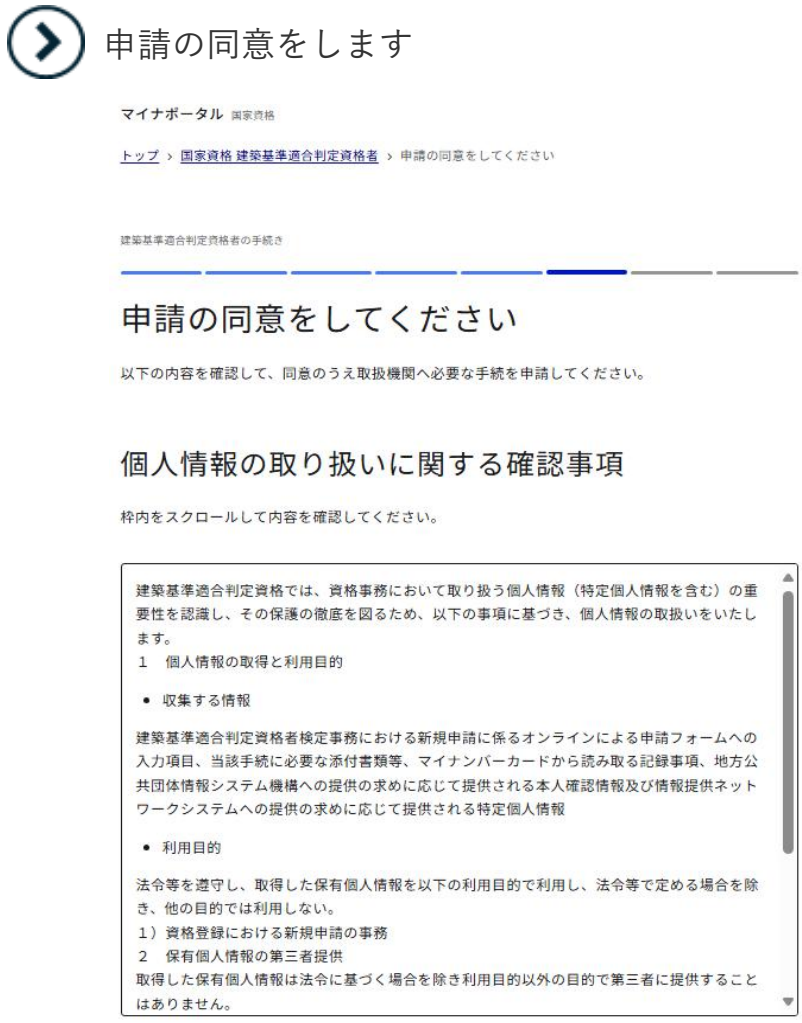
なお、登録番号が分からない場合は申請先の地方整備局へにお問い合わせください。
（地方整備局の連絡先）

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_fr_000213.html

申請情報を確認します



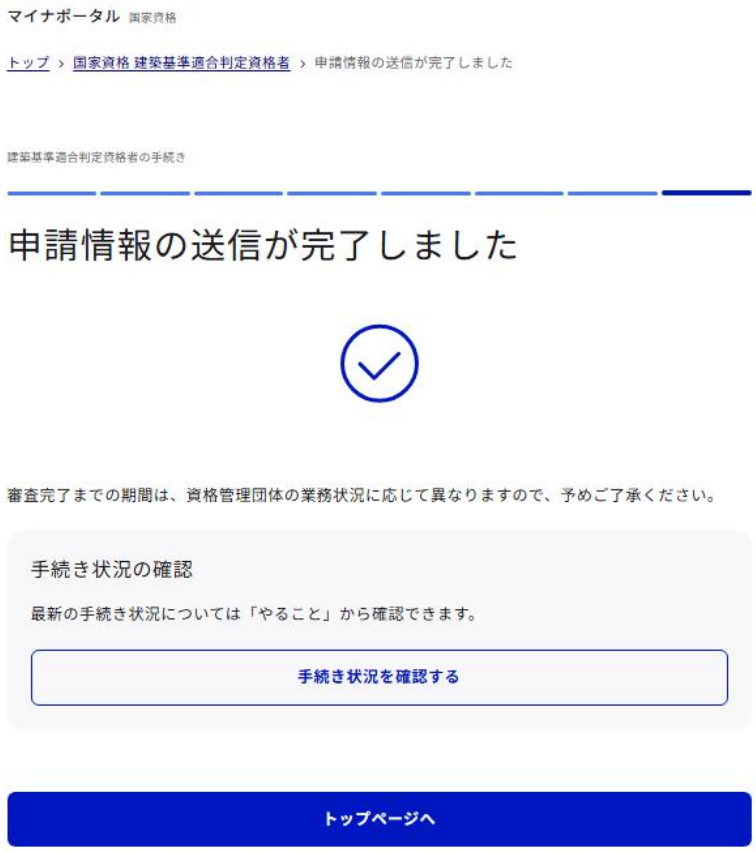
申請の同意をします



署名を付与します



申請を完了します



申請状況の確認





補足

マイナポータルの「やること」から、申請手続きの処理状況を確認することが出来ます。

初期設定完了通知の例

申請先からの連絡内容

国土　省子殿

二級建築基準適合判定資格者の初期設定が完了しました。

補足

審査者側の審査が完了した際は、初期設定完了通知が設定したメールアドレスに通知されます。
通知が到着してから、一定時間経過後、マイナポータルより、デジタル資格者証のダウンロードが可能となります。